

福島県緊急経済対策資金融資制度要綱

1 目 的

この制度は、最近の経済的環境の変化により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている県内中小企業に対し、経営合理化等により業況回復を図るために必要な資金を導入し、経営基盤の安定と企業体質の改善を図ることを目的とする。

2 方 針

- (1) 県は、この制度の適切な運用を図るため、財政資金を取扱金融機関に預託する。
- (2) 取扱金融機関は、外的変化対応資金及び関税対策特別資金については(1)の預託額の2倍、ふくしま復興特別資金については(1)の預託額の4倍を目標として融資を促進するものとする。

3 要 領

(1) 融資の総額

外的変化対応資金及び関税対策特別資金は融資原資の2倍、ふくしま復興特別資金は融資原資の4倍とする。

(2) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合

ただし、(3) A⑦の申込みについては、原則として株式会社商工組合中央金庫を除く。

(3) 融資の対象

A 外的変化対応資金

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

① 最近の経済的環境の変化により、業況が悪化している者で次のいずれかに該当すること。

ア 最近3ヵ月間又は6ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが過去10年間のうちいずれかの年度の同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であり、かつ、前年同期に比し減少し、又は減少する見込みが確実であること。

イ 最近3ヵ月間又は6ヵ月間の営業利益がマイナスになるなど、収益状況及び資金繰りの悪化等が前号に準ずる事態と認められること。

② 最近の経済的環境の変化に対応し、親事業者が経営の合理化等を進めること等によって事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。

ア 親事業者の構造調整等に起因する当該親事業者からの発注減少又は単価引き下げ等により3ヵ月間又は6ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則

として前年同期に比し３％以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。

- イ 親事業者の構造調整等に起因する当該親事業者からの発注減少又は単価引き下げ等により３ヵ月間又は６ヵ月間の親事業者との取引額が、原則として前年同期に比し３％以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高が、その当該期間に対前年比減となっていること。
- ③ 為替相場の変動により、事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。
 - ア 為替相場の影響を受ける事業を行っており、３ヵ月間又は６ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し３％以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。
 - イ 為替相場の影響を受ける事業を行っており、３ヵ月間又は６ヵ月間の輸出額等が、原則として前年同期に比し３％以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高が、その当該期間に対前年比減となっていること。
 - ウ 最近３ヵ月間又は６ヵ月間の輸入競合品の売上高が、原則として前年同期に比し３％以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高が、その当該期間に対前年比減となっていること。
- ④ 自然災害（冷夏、長雨、台風、地震等）の影響により、事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。
 - ア 自然災害の影響を受け最近３ヵ月間又は６ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し３％以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。
 - イ 自然災害の影響を受けている製品等の売上高又は災害により影響を受けている者との取引額が、原則として前年同期に比し３％以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高等が、その当該期間に対前年比減となっていること。
- ⑤ 原油価格の高騰又は原油価格高騰に伴う資材価格の高騰により、事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。
 - ア 最近３ヵ月間又は６ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し３％以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。
 - イ 「売上原価」のうち、原油又は石油製品の割合が２０％以上を占め、かつ収益状況等の悪化が見込まれること。
 - ウ 「販売費及び一般管理費」又は「製造原価の総製造費用」に占める原油価格高騰の影響を受ける経費の割合が前年同期に比し３％以上増加し、又は増加する見込みが確実であり、かつ収益状況等の悪化が見込まれること。
- ⑥ 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者（セーフティネット保証５号）
- ⑦ 中小企業信用保険法第２条第６項の規定に基づく特例中小企業者であると認められた者（危機関連保証）

B ふくしま復興特別資金

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項に規定する者をいう。）であり、福島県信用保証協会（以下、「信用保証協会」という。）の東日本大震災復興緊急保証（以下「緊急保証」という。）の要件を満たすものと認められ、次に掲げる要件のいずれかに該当する者

- ① 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害（地震・津波等）により当該事業所等に損害を受けた者。（県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する罹災証明書を要する）（緊急保証 2.(1)）
- ② 東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域の公示の際に当該区域内に事業所を有していた者（県内事業所の住所地を確認できる書類を要する）（緊急保証 2.(2)）
- ③ 最近3ヵ月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。）が震災前の平成22年1月から平成23年2月までの同期に比して、10%以上減少している者。ただし、事業活動に震災の影響を受けた時期が平成23年4月以降である場合は、その影響を受ける直前の同期との比較を認める。（いずれも県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する証明書を要する）（緊急保証2.(3)）

C 関税対策特別資金

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項に規定する者をいう。）であり、米国の関税措置に起因して、最近1ヵ月の売上高、売上総利益又は営業利益のいずれかが、前年同期比で5%以上減少している者

(4) 融資の条件

A 外的変化対応資金

① 資金使途

運転資金、設備資金

要綱3(3) A⑥及び⑦の要件に該当する場合は、それぞれの要件に係る本制度の既存借入金の一括化・借換ができるものとする。

② 融資限度額

運転資金 5,000万円、設備資金 7,000万円

運転資金と設備資金を併用する場合は、7,000万円を限度とする。

要綱3(3) A⑥～⑦の場合、運転資金、設備資金 5,000万円

要綱3(3) A⑥～⑦の場合、運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とする。

③ 融資期間

10年以内（うち据置期間3年以内）

要綱3(3) A⑥～⑦の場合、10年以内（うち据置期間1年以内）

④ 融資利率

変動 年1.75%以内

固定 年1.80%以内

要綱3(3) A⑥～⑦の場合、固定 年1.6%以内

⑤ 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。
個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

⑥ 信用保証料率

必ず信用保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）

要綱3（3）A①～⑤の場合、信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

融資の対象A⑥の場合（セーフティネット保証5号） 年0.65%

融資の対象A⑦の場合（危機関連保証） 年0.70%（責任共有対象外）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 （責任共有保証料率）	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 （政策目的制度）	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証（要綱3（3）A①～⑤の場合）は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。

⑦ 返済方法

分割返済とする。

B ふくしま復興特別資金

① 資金使途

運転資金、設備資金

(3)Bの要件（東日本大震災復興緊急保証の対象者）に該当する場合であって、経営の安定に必要な資金（事業再建に必要な資金を含む）とし、信用保証協会の保証付き既存借入金（責任共有制度の対象保証は除く）の借換・一本化ができるものとする。

② 融資限度額

運転資金、設備資金 8,000万円

運転資金と設備資金を併用する場合は、8,000万円を限度とする。

③ 融資期間

15年以内（据置期間3年以内を含む。）

④ 融資利率

固定 年1.7%以内

⑤ 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。
個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

⑥ 信用保証料率

必ず信用保証協会の保証付きとする。（責任共有制度の対象除外とする。）

年0.50%

ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年 0.1%割引いた料率が適用される。

- ⑦ 返済方法
分割返済とする。

C 関税対策特別資金

- ① 資金使途
運転資金、設備資金
なお、本資金の既存借入金の借換・一本化ができるものとする。
- ② 融資限度額
運転資金、設備資金 8,000万円
運転資金と設備資金を併用する場合は、8,000万円を限度とする。
- ③ 融資期間
10年以内（うち据置期間1年以内）
- ④ 融資利率
変動 年1.55%以内
固定 年1.6%以内
- ⑤ 保証人及び担保
法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。
個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。
- ⑥ 信用保証料率
必ず信用保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）
信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 （責任共有保証料率）	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 （政策目的制度）	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年 0.1%、有担保保証は年 0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。

- ⑦ 返済方法
分割返済とする。

D 補足

A、B、Cの各資金を併用する場合、信用保証協会の保証限度額の範囲内で、各資金の融資限度額までの利用を妨げない。

(5) 申込場所

取扱金融機関本・支店

(6) 融資取扱時期

令和9年3月31日貸付実行分までとする。ただし、3(3)A⑦については中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。以下、「危機指定期間」という。）までとする。

(7) 損失補償

本資金のうちふくしま復興特別資金及び関税対策特別資金の融資を受けた者が返済不能となり、信用保証協会が代位弁済をしたときは、県は別に締結する契約により、信用保証協会に対して損失補償を行う。

4 その他

(1) 融資利率のうち変動金利については、原則として2月及び8月に見直しを行い、新規分については4月1日及び10月1日から、既貸付分については5月約定日及び11月約定日から適用する。

(2) 信用保証協会は、毎月10日までに別に定める様式により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

(3) 知事は必要と認めたときは、融資申込者若しくは融資を受けた者又は取扱金融機関に対し、所要の調査を行い又は指示することができるものとする。

(4) 融資原資については、当該年度の予算の範囲内とする。

(5) 期中支援

① 申込中小企業者が、3(3)A⑥（セーフティネット保証5号）に該当し、融資を受けたときは、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して業況報告書（別紙様式）を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受付をしたものはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

② 申込中小企業者が、3(3)A⑦（危機関連保証）に該当し、融資を受けたときは、下記の報告等を行うものとする。

ア 取扱金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。

イ 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、報告期間が保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。

ウ 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

エ 取扱金融機関が上記②イの報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求

- を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- ③ ３（３）Ｂの融資を受けたときは、下記の報告等を行うものとする。
- ア 取扱金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から５年にわたり、モニタリングを行うものとする。
- イ 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- ウ 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- エ 取扱金融機関が上記③イの報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(6) 添付書類

- ① ３（３）Ｂの申込人にあっては、証明書等に加え、東日本大震災の影響を要因として必要な資金である旨の理由書を添付のこと。
- ② ３（３）Ｃの申込人にあっては、売上高等が減少していることが分かる資料に加え、それらが米国の関税措置に起因する要因で減少している旨の理由書を添付のこと。

附 則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。
- ２ 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、平成１２年１０月１日から施行する。
- ２ 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。
- ２ 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、平成１３年１１月５日から施行する。
- ２ 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
- ２ 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。
- ２ 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。
- ２ 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
- ２ 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、平成１７年１０月２６日から施行する。
- ２ 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、

従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月25日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月25日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、

従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月12日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Cの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Bの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Bの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月9日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Cの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、

従前の例による。ただし、要綱３（４）Ａ～Ｄの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年１月２５日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱３（４）Ａ～Ｄの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年３月２３日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱３（４）Ａ～Ｅの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱３（４）Ａ～Ｅの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年５月１９日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱３（４）Ａ～Ｅの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年１月４日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱３（４）Ａ～Ｅの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年２月１日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱３（４）Ａ～Ｆの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱３（４）Ａ～Ｆの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年５月２０日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱３（４）Ａ～Ｆの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

- 1 この要綱は、令和４年６月２４日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱３（４）Ａ～Ｇの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年１０月１日から施行し、令和４年１０月１日保証申込受付分から適用する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱３（４）Ａ～Ｇの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Gの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Fの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月18日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Gの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月23日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Gの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Gの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月7日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Gの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3（4）A～Bの保証人及び担保の条件については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月13日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月9日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱4（5）期中支援の②ア及び③アのモニタリングについては、既保証分を含め、令和8年度上半期モニタリングの報告分から適用する。

- 3 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお従前の例による。ただし、前項2のモニタリングの適用についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお従前の例による。